

鎌倉市公共施設ネーミングライツ募集要項

鎌倉市では、以下の公共施設を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入をその維持経費に充当することを目的に、鎌倉市の公共施設に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

【対象施設一覧】

施設区分	施設名 〔所在地〕	契約期間※1 ネーミングライツ料（年額）※2
漁港	腰越漁港 〔鎌倉市腰越二丁目〕	契約期間は、別途協議 50万円以上
スポーツ施設	① 鎌倉体育館 〔鎌倉市由比ガ浜二丁目9番9号〕 ② 大船体育館 〔鎌倉市台三丁目2番5号〕 ③ 鎌倉武道館 〔鎌倉市山崎616番地6〕	契約期間は、別途協議 各施設50万円以上
都市公園	① 笛田公園 〔鎌倉市笛田三丁目〕	契約期間は、別途協議 50万円以上
	② 鎌倉海浜公園 ア 由比ガ浜地区 〔鎌倉市由比ガ浜四丁目〕 イ 坂ノ下地区 〔鎌倉市坂ノ下〕 ウ 稲村ガ崎地区 〔鎌倉市稲村ガ崎一丁目〕	契約期間は、別途協議 各地区50万円以上
道路施設	地下道ギャラリー 〔鎌倉市小町一丁目〕	契約期間1年間以上 50万円以上

※1 契約期間については、上表で示す期間より短い期間であっても応募することは可能ですが、審査に当たり提案期間に応じた評価をするものとします。

※2 金額には消費税額及び地方消費税額を含みます。

また、利用月数が1年に満たない期間のネーミングライツ料は、月割計算とし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

【全施設共通事項】

1 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人、その他の団体、若しくはそれらにより構成されたグループ又は個人（以下「団体等」という。）が応募できるものとします。ただし、次の事項に該当する団体等は応募することが出来ません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体等
- (2) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている団体等
- (3) 応募書類の提出時時点で、公租公課を滞納している団体等
- (4) 会社更生法第17条又は民事再生法21条の規定による更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）
- (5) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体等
- (6) 公序良俗に反する事業を行う団体等
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団*
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）*
- (10) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、暴力団員等に該当するものがあるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。*

※ (8)～(10)については、鎌倉市暴力団排除条例に準拠

- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない団体等
- (12) 鎌倉市広告掲載要綱及び鎌倉市広告掲載基準に規定する広告掲載対象外の業種
- (13) 指定管理施設については、現在の指定管理者の事業目的と競合する団体等（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）

※事業目的が競合するか否かについては、指定管理者との協議のうえ判断します。

- (14) その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不相当と認められる団体等

2 応募方法等

本要項5ページ以降の【施設別事項】を御覧の上、お申込みください。

- (1) 募集期間

随時（毎月末締め切り）

※申込みの受理は、毎月末に当月分を締め切り、審査委員会による審査を行ない優先交渉権者を選定します。

- (2) 応募先

鎌倉市役所市民活動部スポーツ課

鎌倉市山崎616番地6 鎌倉武道館内

- (3) 応募方法

上記応募先まで下記書類を御持参ください。

なお、提出部数は原本1部、副本12部とします。

※副本は、原本の謄本で差支えありません。

ア ネーミングライツ申込書

イ 会社概要及び直近3箇年の決算報告書（法人の場合）、または確定申告書（個人または個人事業者の場合）

ウ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）写し（発行後3箇月以内のもの）

エ 法人税、法人事業税、法人市県民税及び消費税及び地方消費税の納税証明書。個人または個人事業者は市県民税。

(4) 質問事項の受付等

応募にあたっての質問受付等は、次のとおりです。

ア 受付期間

随時

毎月10日の17時（必着。10日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌日）に締め切ります。

イ 受付方法

文書による郵送、FAX またはEメールでお願いします。

[郵送の場合]

〒247-0066 鎌倉市山崎6 1 6 番地6 鎌倉武道館内
鎌倉市市民活動部スポーツ課

[FAX の場合]

FAX 番号 0 4 6 7 - 4 6 - 8 0 6 7

[Eメールの場合]

Eメールアドレス spopfi@city.kamakura.kanagawa.jp

ウ 回答方法

質問に対する回答は、質問を受け付けた月の17日（17日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌日）までに市ホームページに掲載します。なお、原則質問者に対して個別に回答することはありません。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sports/namingrights.html>

3 選定方法

原則として申込みを受理した日の翌月に開催する審査委員会において、次の審査基準を基に提案に対する採用の可否、優先交渉権者※の決定等について審査・選定を行います。

※応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとして適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体等をいいます。

〔審査基準〕

	評価項目	評価基準	配点
1	応募の趣旨	・本市のネーミングライツの目的に沿っているか	10
2	愛称、デザインは適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか	20
3	提案金額（年額）	・提案金額（年額）が最高のもので1位として40点を付与。2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を40点に乗じた得点（小数点以下第1位を四捨五入）	40
4	提案期間	・安定したネーミングライツの運用が図られる期間か	10
5	ネーミングライツ・パートナーとして適切か	・施設と応募団体等の理念、事業内容がマッチしているか ・地域貢献や支援の実績及び計画があるか	20
合計			100

※提案金額の得点＝40点×提案金額／最高提案金額

（算出例）A者：提案金額300万円（応募者の中の最高金額）→40点

B者：提案金額200万円・・・40点×200万円／300万円→27点

※スポーツ施設については、「4 提案期間」を8点満点で採点するため、合計は98点満点とする。

※応募者が1者であった場合は、上表審査基準の「1 応募の趣旨（配点10点）」、「2 愛称、デザインは適切か（配点20点）」及び「ネーミングライツ・パートナーとして適切か（配点20点）」による評価とし、合計得点が6割以上であり、且つ別添評価シート得点欄の「劣っている」と判定される項目がないことを優先交渉権者として選定する条件とします。

4 愛称の周知

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関等に周知・PRを図ります。

【施設別事項】

1 漁港（腰越漁港）

(1) 施設概要等

鎌倉市腰越漁港

- ア 所在地 鎌倉市腰越二丁目9番先
- イ 漁港指定 昭和27年5月28日
- ウ 対象面積 約48,000㎡(漁港海岸、海域、後背地は除きます。)
- エ 主な施設 防波堤、防砂堤、泊地、物揚場、船揚げ場等
- オ 漁獲物 シラス、ワカメ、鯰、鯖、鰯類(平均年150t)
- カ 年間利用者 約2万人(遊漁船、スケッチ等)
- キ 行事 朝市(1月から3月を除く第1、3木曜日)
港まつり(地域主催イベント9月最終土曜日)
- ク その他 漁港海岸に開設される腰越海水浴場の利用者数は、32,100人(平成26年度)
腰越漁港は、鎌倉市が管理する第1種漁港ですので、漁業活動が優先されま
す。(関係漁協 腰越漁業協同組合)

(2) 愛称

ア 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

イ 愛称には、腰越漁港の名称を必ず使用するものとします。

例：○○腰越漁港、○○腰越漁港○○

愛称は、施設の一般的な呼称として使用するもので、市が条例で定める施設名称を変更するものではありません。

(3) 命名権の範囲

ア ネーミングライツ・パートナーは、市と協議して愛称を表示する広告板1基を設置することができます。なお、表示面積は10㎡以内で、高さは地上5m以下です。

イ ネーミングライツ・パートナーは、腰越漁港のスポンサーであることを自社のホームページや出版物等で広報することができます。

ウ 市の広報紙やホームページ等における施設名は原則として愛称を使用します。

(4) ネーミングライツ・パートナーの特典

ア 愛称の普及のため、市はネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、プレスリリースし、市のホームページでも公表します。

イ ネーミングライツ・パートナーについて、産業振興課ホームページへ掲載(契約期間中)します。

ウ ネーミングライツを活用した提案がある時は、協議により決定します。

(5) 名称変更に伴う費用の負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
漁港施設敷地内の看板等の表示変更等		○
契約期間終了後の原状回復		○
指定管理者が発行するパンフレットの表示変更		○
産業振興課ホームページの表示変更	○	

※敷地外の屋外広告の表示変更等は、市や関係機関と可否も含めて協議します。

※ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※指定管理者が発行するパンフレット、ホームページの表示変更は、市及び指定管理者との協議の上、変更方法について決定するものとします。

(6) 留意事項

屋外広告の色彩やデザインについては、鎌倉市景観計画の「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に留意し、事前に鎌倉市都市景観課と協議する必要があります。また、工作物の規模や高さ、設置状況によっては、神奈川県屋外広告物条例、建築基準法及び鎌倉市風致地区条例に基づく手続きが別途必要になります。なお、それぞれの手続きは、ネーミングライツ・パートナーが行うものとします。

2 スポーツ施設（鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館）

(1) 施設概要等

ア 鎌倉体育館

- ① 敷地面積 2,770.85 m²
- ② 延床面積 2,863.84 m²
- ③ 主な施設 卓球室 (170.56 m²)・トレーニング室 (243.18 m²)・格技室 (209.16 m²)・競技場 (632.82 m²)・会議室等
- ④ 構造 鉄筋コンクリート造3階建
- ⑤ 開館年月 昭和45年9月
- ⑥ 平成25年度利用者数 120,370人

イ 大船体育館

- ① 敷地面積 2,630.41 m²
- ② 延床面積 1,573.42 m²
- ③ 主な施設 競技場 (682.00 m²)・格技室 (157.40 m²)・会議室等
- ④ 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
- ⑤ 開館年月 昭和58年5月
- ⑥ 平成25年度利用者数 59,473人

ウ 鎌倉武道館

- ① 敷地面積 22,692.50 m²

- ② 延床面積 5,216.81 m²
- ③ 主な施設 剣道場 (917.00 m²)・柔道場 (750.00 m²)・弓道場 (210.00 m²)・多目的室 (380.00 m²)・会議室等
- ④ 構造 鉄筋コンクリート造3階建
- ⑤ 開館年月 平成5年5月
- ⑥ 平成25年度利用者数 187,857人

(2) 愛称

ア 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

イ 愛称には、地域の名称のほか鎌倉武道館については武道館の字句を、鎌倉体育館及び大船体育館については体育館の字句を用いることとします。

(例：○○鎌倉武道館、○○鎌倉体育館、大船○○体育館など)

(3) 命名権の範囲

ア ネーミングライツ・パートナーは、敷地内に既に設置されている看板を、愛称を付したものに表示変更することができます。

※敷地内に新たに設置する場合について

・施設ごとの基準は以下のとおりです。

① 鎌倉体育館

壁面利用広告物、壁面突出広告物のうちいずれか1種とし、設置できる数量は1基、10 m²以内とします。その他の基準については、神奈川県屋外広告物条例に定める許可地域区分の住居系許可地域の基準を準用します。

② 大船体育館、鎌倉武道館

壁面利用広告物、壁面突出広告物、広告塔、広告板が設置できます。許可基準については、神奈川県屋外広告物条例に定める許可地域区分の工業系許可地域の基準を準用します。

イ スポーツ施設におけるスポンサーであることをネーミングライツ・パートナーが発行する出版物や自社のホームページ等で広報することができます。

ウ 市の広報紙やホームページ等における施設名は原則として愛称を使用します。

(4) ネーミングライツ・パートナーの特典

ア 愛称の普及のため、市はネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、プレスリリースし、市のホームページでも公表します。

イ 施設内の放送設備を使用し、ネーミングライツ・パートナーであることを周知することができます。

(例：株式会社○○は、△△鎌倉体育館のネーミングライツ・パートナーとして、鎌倉市のスポーツ施設を応援しています)

ウ スポーツ課ホームページ及びスポーツ情報誌への掲載 (契約期間中)

エ ネーミングライツを活用した提案がある時は、協議により決定します。

(5) 名称変更に伴う費用の負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更等		○
契約期間終了後の原状回復		○
指定管理者が発行するパンフレットの表示変更		○
スポーツ課ホームページの表示変更	○	

※敷地外の屋外広告の表示変更等は、市や関係機関と可否も含めて協議します。

※ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※指定管理者が発行するパンフレット、ホームページの表示変更、館内放送の内容変更は、市及び指定管理者との協議の上、変更方法について決定するものとします。

(6) 留意事項

ア 屋外広告の色彩やデザインについては、鎌倉市景観計画の「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に留意し、事前に鎌倉市都市景観課と協議する必要があります。また、工作物の規模や高さ、設置状況によっては、神奈川県屋外広告物条例、建築基準法に基づく手続きが別途必要になります。なお、それぞれの手続きは、ネーミングライツ・パートナーが行うものとします。

イ 当該施設において、ネーミングライツ・パートナーの商品を専売、または他の競合する商品を排除させたい場合は、指定管理者と調整する必要があります。指定管理者と合意できなければ、専売や競合商品の排除はできません。

ウ 鎌倉体育館については、平成27年中に耐震工事を実施する予定（工事期間は5ヶ月間程度）であり、一部の施設の利用に制限があります。

3 都市公園（笛田公園、鎌倉海浜公園）

(1) 施設概要等

笛田公園並びに鎌倉海浜公園をそれぞれの施設として募集します。

ア 笛田公園

① 面積 約5.9ha

② 主な施設 野球場（1面）、庭球場（4面）、多目的広場（1面）、壁打ちテニス練習場（1面）、公園管理事務所（1棟）、テニスコート更衣室（1棟）、便所併設倉庫（1棟）

③ 平成25年度利用者数 ※運動施設利用者のみ

庭球場：16,391人、野球場：16,869人、多目的広場：11,930人

合計：45,190人

イ 鎌倉海浜公園

国道134号沿いを中心に海岸に近いところに位置しており、由比ガ浜地区、坂ノ下地区、稲村ガ崎地区の3地区にわかれています。

(ア) 由比ガ浜地区（鎌倉市由比ガ浜四丁目）

① 面積 2.52ha

②主な施設 公園管理事務所（1棟）、公衆トイレ（1棟）、遊具エリア、多目的広場
(イ)坂ノ下地区（鎌倉市坂ノ下）

① 面積 2. 3 2 h a

(ウ)稲村ガ崎地区（鎌倉市稲村ガ崎一丁目）

① 面積 2. 1 4 h a

② 主な施設 公衆トイレ（1棟）、あずまや等

※参考（平成 25 年度実績）

イベント開催回数：19 回

テレビ、雑誌等撮影回数：17 回

鎌倉海岸延入込観光客：2, 024, 625 人

由比ガ浜海水浴場来場数：1, 028, 800 人（7 月 9 日から 9 月 8 日までの 62 日間）

(2) 愛称

ア 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

イ 愛称には、地域の名称のほか公園またはパークの字句を用いることとします。

（例：鎌倉〇〇笛田公園、〇〇鎌倉笛田公園、〇〇笛田パーク

鎌倉海浜公園〇〇由比ガ浜、鎌倉〇〇由比ガ浜公園、〇〇稲村ガ崎公園

鎌倉稲村ガ崎〇〇パーク、〇〇坂ノ下パークなど）

愛称は、施設の一般的な呼称として使用するもので、市が条例で定める施設名称を変更するものではありません。

(3) 命名権の範囲

ア ネーミングライツ・パートナーは、下記の箇所に愛称を表示することができます。

- ・既存の園名板
- ・公園内の既存の案内板
- ・新規の園名板

※新規の園名板の設置については、1基あたりの表示面積が1.62㎡以内とし、笛田公園には2基以内、鎌倉海浜公園には6基以内（由比ガ浜地区3基、坂ノ下地区2基、稲村ガ崎地区1基）とします。また、設置場所及び意匠等については協議のうえ、決定することとします。

イ ネーミングライツ・パートナーは、都市公園のスポンサーであることを自社のホームページや出版物等で広報することができます。

ウ 市の広報紙やホームページ等における施設名は原則として愛称を使用します。

(4) ネーミングライツ・パートナーの特典

ア 愛称の普及のため、市はネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、プレスリリースし、市のホームページでも公表します。

イ 公園内でのイベントを主催（共催）することができます。

ウ 公園課及び指定管理者ホームページへの掲載（契約期間中）

エ ネーミングライツを活用した提案がある時は、協議により決定します。

(5) 名称変更に伴う費用の負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更等		○
契約期間終了後の原状回復		○
指定管理者が発行するパンフレット、ホームページの表示変更		○
公園課ホームページの表示変更	○	

※敷地外の屋外広告の表示変更等は、市や関係機関と可否も含めて協議します。

※ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※指定管理者が発行するパンフレット、ホームページの表示変更は、市及び指定管理者との協議の上、変更方法について決定するものとします。

(6) 留意事項

施設案内標識等の色彩やデザインについては、鎌倉市景観計画の「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に留意し、事前に鎌倉市都市景観課と協議する必要があります。また、工作物の規模や高さ、設置状況によっては、神奈川県屋外広告物条例、都市公園法、建築基準法及び鎌倉市風致地区条例に基づく手続きが別途必要になります。

なお、それぞれの手続きは、ネーミングライツ・パートナーが行うものとします。

4 道路施設（地下道ギャラリー）

(1) 施設概要等

鎌倉市小町一丁目、JR鎌倉駅地下道南側にある展示スペース2箇所（地下道ギャラリー）を対象とし募集します。

ア 地下道ギャラリー

① 面積 幅9.0m 高さ1.8m×2面、透明ガラス

地下道（市道）幅員約4.3m（歩行者専用通路）

※参考

歩行者数 13,159名（東口⇄西口両方向の通過人数・H15.11.26（水）調査）

28,411名（同上・H15.11.23（日）調査）

(2) 愛称

ア 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

イ 愛称には、「地下道ギャラリー」の字句を用いることとします。

（例：○○○○地下道ギャラリーなど）

(3) 命名権の範囲

ア ネーミングライツ・パートナーは、市が指定する下記の箇所に愛称を表示することができます。

- ・地下道ギャラリー内に天井部から縦0.3m×横1.5mの表示板設置
- イ 鎌倉市地下道ギャラリーにおけるスポンサーであることをネーミングライツ・パートナーが発行する出版物や自社のホームページ等で広報することができます。
- ウ 市の広報紙やホームページ等における施設名は原則として愛称を使用します。

(4) ネーミングライツ・パートナーの特典

- ア 愛称の普及のため、市はネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、プレスリリースし、市のホームページでも公表します。
- イ ネーミングライツを活用した提案がある時は、協議により決定します。

(5) 名称変更に伴う費用の負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
施設への表示板等の設置及び諸手続き		○
契約期間終了後の原状回復		○
照明灯の交換、展示内容の選定、展示作業、展示スペース内の清掃、修繕	○	

※ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

(6) 留意事項

表示板の色彩やデザインについては、鎌倉市景観計画の「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に留意し、事前に鎌倉市都市景観課と協議する必要があります。また、工作物の規模や高さ、設置状況によっては、道路法に基づく許可が別途必要になります。

なお、手続きは、ネーミングライツ・パートナーが行うものとします。